重度訪問介護の対象拡大に向けて

2013年12月14日　　末永　弘

**１．介護者は何を基準に見守りを含めた介護をしていくのか**

①利用者に付いて行く（振り回されながらも）

　②事業所のコーディネーターの指示やベテランの介護者のやり方をまねる

　③自分の考え方や生活習慣を基準にする（自分が生活の中で普段やっていることや、必要だと思うことをやる）

　④シーツを洗わない、トイレの掃除をしない、こういう介護者は良いか？ダメか？そして良いかダメかについて誰が判断していくのか？　そして結果的にシーツやトイレが段々と汚くなっていく状況についてどう考え、どうしていくか

　⑤利用者と長時間一緒に居る事による疲れやいら立ちを介護者はどう考え解決していくか

　⑥事故や近隣住人との大きなトラブルはどうすれば防げるのか

　⑦利用者からの言葉が少ないこともあり、ちゃんと考える介護者ほど自分1人で考えて行き詰ってしまうという構造があるが、それをどのように回避するか（利用者、コーディネーター、他の介護者等の他者とともに考えるということ。そのために他者との対話をしていくことはもちろん、常に自分の中にもある他者性を意識しながら考える）

　⑧逆に利用者を出来るだけ見ようとしない、関わろうとしない、考えようとしないという介護者に対してどうすればいいのか

**２．制度の支給時間数と介護者の給料について**

①必要以上に事業所の収入が多くならないための工夫

　②介護者が同じ利用者に多く介護に入って稼いでしまう構造の防止

　③身体障害の利用者との違い（身体介護の有無、緊張感の違い、利用者からの評価）

**３．自立生活センターで知的障害者の自立生活支援は今後広がっていくか**

事業所の指定基準やヘルパーの資格要件は新たに課せられないことになった。（自立生活センター等これまで重度訪問介護の指定を受けている事業所はそのまま知的障害者に対しても重度訪問介護でヘルパーの派遣を行うことができて、ヘルパーも今までの３級、２級、重訪研修修了者で可）

　　しかし自立生活センターによる知的障害者の自立生活支援への取り組みは今後広がっていくのだろうか？